

評価・調査委員会専門部会について

平成19年5月29日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

1. 目的

評価・調査委員会において、評価及び調査審議するに当たり、対象となる規制の特例措置が多岐の分野にわたることから、各専門分野に分けて検討を行う。

2. 組織

(1) 部会

評価・調査委員会に、次に掲げる専門部会を置く。

1) 医療・福祉・労働部会

医療、福祉、労働の分野

2) 教育部会

教育分野

3) 地域活性化部会

1) 及び2) 以外で地域の活性化に係る分野

(例：産業振興、環境保全、エネルギー、安全等)

(2) 合同部会

各部会は、共同で調査等を行う必要がある場合、部会長の協議によって合同部会を開催することができる。

(3) ワーキンググループ

専門部会は、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。WGに属すべき委員及び専門委員は、当該WGの属する専門部会の部会長が指名する。また、WGに座長を置き、当該WGに属する委員のうちから部会長が指名する。